

南砺市農業委員会第12回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 6月 5日
- 2.開会時刻 令和 6年 7月 2日 午後1時53分
- 3.閉会時刻 令和 6年 7月 2日 午後3時00分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

| 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|----|--------|----|
| 1 | 西村 博 | 出 | 11 | 法邑 千映子 | 出 |
| 2 | 堂前 光宏 | 出 | 12 | 山田 良誠 | 出 |
| 3 | 舘 義由記 | 欠 | 13 | 細木 和隆 | 出 |
| 4 | 徳田 徳栄 | 出 | 14 | 加藤 善躬 | 出 |
| 5 | 辻 清市郎 | 出 | 15 | 前川 茂 | 出 |
| 6 | 金田 雄介 | 出 | 16 | 岩倉 香 | 欠 |
| 7 | 下田 栄樹 | 出 | 17 | 吉田 琢治 | 出 |
| 8 | 林 弘 | 出 | 18 | 森田 憲二 | 出 |
| 9 | 三井 栄 | 出 | 19 | 長谷川正昭 | 出 |
| 10 | 北島 直道 | 出 | 20 | 岡村 俊一 | 出 |

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 農地の非農地証明願いについて

議案第53号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 報告第16号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由
里、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。予定時刻よりかなり早いのですが、出席予定の方がすべてお揃いですので、ただいまから第12回南砺市農業委員会令和6年7月の総会を開始いたします。6月会議の市民・経済常任委員会で片岸市議から地域計画について内容を質問されまして、年度内の策定を目指して農業委員のみなさんと一緒に、ご協力を得まして策定を進めていると報告させていただいたところでした。またトピックといたしましては、今年はカメムシが異常に発生しているというところで、昨日富山県から情報提供がありまして、富山県に確認地点がいくつかありますけれども、個数の平均が例年11.5であるところ、過去20年で最も多い19.6という結果がでておりまして、気をつけていかんなんというところでございます。また先日、改正食料農業農村基本法が成立したところでございますけれども、改正に関する地方説明会の開催が予定されているところです。北陸農政局ブロックでは、令和6年7月23日の火曜日13時30分から16時30分に開催が予定されているところです。もし、参加をご希望される方がいらっしゃいましたら、来週火曜日7月9日12時までに北陸農政局のホームページから申し込んでほしいということでした。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中18名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

会議開始時間よりかなり前に全員ご参集いただきましてありがとうございます。今ほど事務局長からありましたように、地域計画の策定という部分におきまして、農業委員会として一定の目標といいますか、6月の下旬までに何とかみなさんで声かけをして前に1歩進んでいこうということで、みなさまには6月の後半には非常にご足労をおかけしました。1歩でなく2歩・3歩と進んだということで、皆さん方のご協力に敬意を表したいと思います。

私どもの上部機関としまして富山県農業会議がありますが、6月21日に臨時総会が開かれまして会長が交代になりました。これまでの会長は〇〇市農業委員会の会長だったのですが、たった1期だけでお辞めになって新たに〇〇市農業委員会の会長さんが富山県農業会議の会長になられましたということで、皆さん方にご報告しておきます。

本日は、議案が4件、報告事項2件ということで慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、5番委員、6番委員の2名の方よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 50 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請がありました。面積は 畑 3 筆 3,512 m² です。

受付番号 1 番です。

譲渡人は〇〇〇〇さんで、新規就農者として農地取得を希望する譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

譲受人は、R4 に地域の営農組合主催の若手農業者育成塾を修了されまして、現在はアパートの 1 室の 62.7 m²を利用してハーブとかの小物野菜を室内栽培しています。また、それ以外に地元の方に紹介してもらった農地 2 筆 4,106.7 m²を借りて野菜の栽培もおこなっています。これまではテスト的な感じでありましたが、本格的に野菜栽培を行いたいと思い、このたび住宅と農地を正式に購入し、農業経営に取り組むものです。すでに試験的にレストランに出荷も行っており、現在 20 種類のハーブを商品化し、販売しているとのこと。

こちらの案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 51 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、すべて田で 3 筆 5,895 m² です。

| | | | | |
|-------|-----|---|-----|----------------------|
| 車両置き場 | 1 件 | 田 | 1 筆 | 3,055 m ² |
| 駐車場敷地 | 2 件 | 田 | 2 筆 | 2,840 m ² |
| 計 | 3 件 | | 3 筆 | 5,895 m ² |

受付番号 1 番です。

R5 年 12 月除外案件として一度審議いただいているものです。

譲受人〇〇〇〇は、現在申請地の隣地及び道路を挟んだ向かいに南砺店があ

ります。主に建設機械、産業機械の整備、レンタル・リース業を行っています。この度、〇〇市にある〇〇中央店と統合することになり、そこから車両 49 台を南砺店に保管する必要がでてきたため、スペースの確保が急務となったものです。移転してくる従業員が新たに増えるため、新たな事務所も既存地に建てることとしており、停めれなくなる 56 台分とあわせて 105 台分の車両置き場として整備したく申請されたものです。

申請面積が 3,000 ㎡を超えているため、県から現地調査に来られまして県の常設審議会にも諮る予定です。

農地区分につきましては、1 種農地ということで、許可基準は隣に既存地がありますので、既存地拡張と判断しております。

受付番号 2 番です。

R6 年 2 月除外案件として一度審議いただいているものです。

譲受人は〇〇〇〇株式会社ということですが、R4. 6. 30 付けで今回の申請地の左側の農地を資材置場・駐車場等敷地として転用許可を受けています。許可を受けたときの計画では、当時の申請地の西側の土地は借地でそこに調整池を設ける予定だったのですが、許可後に地主から反対されたため、いろいろ話し合った結果、その土地は利用しないことにして地主の要望に基づき、農地に戻して返還されました。一方、従業員駐車場については、工事用車両と資材置場の間の位置であると業務遂行上効率が悪いということが判明し、従業員駐車場予定地に資材を置き、かわりに本社東側にスペースを設け従業員駐車場としてきたのですが手狭で危険な状態であるため、このたび許可のあった農地の隣接農地を従業員駐車場敷地として申請されたものです。

農地区分は、1 種農地で許可基準は既存地拡張と判断しています。

受付番号 3 番です。

R6 年 2 月除外案件として一度審議いただいているものです。

譲受人は株式会社〇〇〇〇さんで、運送業を営む会社です。本社従業員と役員自家用車と当社営業車で本社事務所周囲は満車状態ということで、来客スペースはその時々空いた場所に停めていただいているのですが、そのスペースは狭く、接触事故の心配もあり常日頃から懸念していたとのことです。また、ドライバーが日報の報告をする時、トラックのまま乗り付けて行う者が多く、駐車スペースが狭い状態での出入りが行われており繁忙時間では、その出入りに支障をきたしているとのことです。既存敷地内に中型トラック駐車場は確保してあるのですが、11 台分を新駐車場に移動させることにより本社内においてその分のスペースが確保され、今までの懸念が解消されるということで今回申請されたものです。営業車 9 台、従業員・役員自家用車 11 台、冬期間しか使用しないショベル 1 台、中型トラック 11 台を新駐車場に停める予定とのことです。

農地区分は、1 種農地で許可基準は既存地はありますが離れているため集落接続と判断しています。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 52 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=議案第 52 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局 今回は、4 件の申請がありました。

いずれも〇〇地域で すべて畑で 7 筆 29,335 ㎡ の申出がありました。

今回 4 件とも治山堰堤の案件でございます。1 番目の案件は、〇〇川の上流ということで、現地は令和 5 年 9 月 20 日に完成しています。そちらの左岸側のところに 2 筆ございましたということで今回確認させていただきました。登記面積は 19,507 ㎡と 1,342 ㎡、所有者の方は〇〇〇〇さんです。

2 番目の案件です。住宅地図にないところなものですから、分かりにくい図面で載せさせていただいていますけれども、こちらは令和 5 年 11 月 29 日に完成と聞いております。こちらも左岸側のところに 1 筆あるということで確認をしております。登記面積は 3,834 ㎡、所有者は〇〇〇〇さんです。

3 番目の案件です。こちら川東の上ですかね。3 筆のところにかかっているということです。こちらのほうも谷に向かって左岸側になります。こちらのほうは 1 年先でして、令和 4 年 11 月 22 日に完成しております。登記面積は 1,322 ㎡、2,416 ㎡、419 ㎡、所有者の方は〇〇〇〇さんです。

4 番目の案件です。〇〇川の下流側といいますか、さらに東側ということで 1 筆確認してきました。登記面積は 495 ㎡、所有者は〇〇〇〇さんでした。

それぞれ 30～40 年代ごろから作付け等一切行っていなかったと聞いております。

こちらのほうは、〇〇委員さんに 6 月 19 日の午前中に、現地を確認していただいていますのでご報告いただきたいと思っております。

〇〇委員 〇〇地区の担当ということで、事務局と一緒に現地確認に行ってきた。現地をみたところ作付けできる状態ではありませんでした。

事務局 ありがとうございます。以上でございます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 これは工事が終わって始めてわかったんですか。現地確認するタイミングはこれでいいのですか。

事務局 何回か前に同じ案件があったときに、〇〇委員さんからの質問でお話しさせていただいたかと思いますが、県の事業の担当の方がおっしゃるには、治山堰堤というのは川を止めて、砂防は砂防で河川ということでまあそれも同じようなことなんです。全然意味合いが違うらしく、事業は県が行うのですが、県からすると皆さんのために作ってあげますよという感じで、当然設計はされるのですが、現地に入ってみると場所が随分とかわることがあるそうです。普通に我々が思うような、例えば道路を作ったりものを建てるとなるとその場所は

完全に調査済みで、土質が悪いこともあるかもしれませんが、そんなに計画がかわったりなくなったりすることはなく設計どおり進んでいくが、県のご説明では、時には場所が動いたりとか、その場所でなくなることもあるそうです。実際にそこで作って、できあがってはじめてそのあと農地であると都合が悪いので山林にかえて、さらに保安林として指定したいと、そういう流れみたいで。ですので、前にも〇〇委員さんが言われたように、こんな終わったものを何のために見にいかないといけないのかという素朴な質問というか疑問は私もいまだにあります。一応事業の担当の方がおっしゃっておられたのは、こういう流れで、先に作って、作ったところで用地買収するわけでもなく、そちらをそのまま治めて、かといって林野庁の事業ですので、地目は山林にしてしかも保安林の指定をかけたいということです。そこに農地が残っているのは問題ということで、このような形で工事が終わったあとから現地を確認しにいくという流れになるそうです。

〇〇委員

これは売買しないのか。

事務局

しないと思います。名義はそのままだと思います。

〇〇委員

しないんですか。地目変更だけするんですか。

事務局

はい、地目変更だけだと思います。

〇〇委員

関連の話をちょっとだけすると、これは山林砂防というか林野庁の事業でありますよね。もうひとつ、よく似たやつに砺波土木センターである河川法の位置づけのもので、それは明らかにこんな計画でこの部分に河川施設としてダムを作りますよというのが。砂防のやつについては、流動のところを見てるとどうもいま現在最初に予定していたところはまずいというのは、そこにやっても受益に上流側のとこだけ、下流側の山の保全にはならないということで、50mや100mは簡単にずれていってしまう。右岸に行ったり左岸に行ったり。あるいは前に行ったり後ろに行ったりする。だから正直な話、担当の課長さんもあるということはあるけど、現地行ったら全然違う場所やっというような話が実際には出てきます。だから最後になったら地面は買わないのです。そのまわりのところは全部林地にしましょうということを前提にしている。山林砂防みたいな感じなのです。人の安全を図るのが河川なんですけど、そういう感覚はないのです。とにかく山を保全していく、大規模土砂崩れみたいなものにならないようにする。図面をみてここがいいとなって航空写真から図面作るんですけど、行ってみたら地線がかわっていたり、流路がかわっていたり、実態を見ると下流も上流も問題があるということになると、右岸や左岸、あるいは上に行ったり下に行ったりする。場合によっては2つできることもある。1つで計画していたのに2つ作るんですから。

〇〇委員

土砂災害を防ぐというのが一番の目的だから。

〇〇委員

それは分かるんですが、できてからというのがなんかどうなんかなと思うのですよね。固定資産税はどうなるのか。

事務局

地目がかわれば、課税が変わりますよね。

地目につきましては、例えば畑になっていた場合は当然畑で課税されていると思います。ただ、今回は非農地認定されて山林ということになって、今度保

安林指定というものになっていくはずですが。この治山堰堤というものは、保安林の指定のあるところでないとい入れられないものになっておりますので、当然山を治めるための治山堰堤ですから、保安林に指定されるべき地域になると思います。保安林ということになると、非課税というものになりまして、固定資産税はかからないということになります。ただ、所有権はお持ちにはなるんですけども、そこに自分で植林するとかそういうこともできませんので、非課税ということにはなりません。

〇〇委員
事務局

所有者は結局どうなるのか。

貸すこともできなければ売ることもできないということになってしまいます。

〇〇委員
事務局

ただ、名目はこうなっているということですね。

そうです。そういうものをこれからどうしていくのかなというのは、当然疑問にはなってくるんでしょうけど、事業的にはそういうふうに進めていくもの、それが治山事業だそうです。

〇〇委員

今回治山堰堤作るということでこの場所が対象になったということなんですけれども、こうやって見ていたらこの周辺も台帳の地目上畑というところはたくさんあるのですか。関係ない質問ですが、ちょっと気になったものですから。たまたまこの砂防堰堤になったところが畑だったというよりは、この周りも畑だらけだったのではないかとちょっと思ったものですから。

〇〇委員

〇〇地域はかやぶき屋根なもんですから、自分で栽培して屋根をふき替えていた。それから蚕をやっていたので、桑畑も畑としていた。だからこういう傾斜しているところでも畑という形でなっているのです。

〇〇委員

そしたら今回の申請地以外のところも畑という感じのイメージで思っている方がいいのですか。

〇〇委員

そうですね。

〇〇委員

わかりました。

〇〇委員

杉林になっているところは、ほとんど畑だった。畑をほとんど使わなくなったから杉を植えたということです。

事務局

写真で申請地として囲ってあるのは、ここらへんだらうという感じですし、保安林自体も周りはずっと広いと思います。その中で農地であったのが今は今回の申請地だけです。〇〇委員さんが言われたのは今回の申請地からもっと離れたところで、そういうところが至る所にあるということだと思います。

議長

ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 52 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 53 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=議案第 53 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 6 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、499 件・601 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 1,094,751.51 m² です。

番号が 1 番～3 番までが相対契約になります。1 番の〇〇〇〇さんは、賃借料は検討委員会に準ずるとなっています。2 番と 3 番については、〇〇〇の圃場整備事業絡みの案件になります。

4 番以降が〇〇〇〇さんが借り受ける契約になります。もともと相対や農協仲介で契約していたもので、契約の更新時期になったため、この機会に農地中間管理機構通しの契約に移行されたものです。単価は農地の状態とかを見て決めておられるので、結構バラバラになっています。

51 番～57 番までが〇〇〇〇さんが借受される農地になります。このあと〇〇〇〇の利用権設定があるのですが、〇〇〇〇のほうは今圃場整備がだいぶ進んでおまして、圃場整備が終わった農地について現状に合わせて担い手替えをされているような状態になります。

58 番は、前の担い手さんが亡くなられたことにより、その農地を地元の営農組合が引き継がれたものです。

59 番～63 番までが、〇〇〇〇さんが借り受ける農地になります。こちらもさきほどの圃場整備の地域です。

64 番は、もともと先に仲間田のほうは契約されておられて、残り 1 筆の部分について今回契約されるものです。

65～74 番までについてもさきほどの圃場整備している地域の案件になります。

75 番以降がこのページ数の多さの理由になっている〇〇〇〇さんが借受される農地になります。大半がもともと借りていた農地なのですが、相対による設定や農協仲介や農地中間管理機構とすべての契約方法が使われておられたので、終期もまちまちで管理が大変厳しいということで、この度すべてを一旦解約して全部改めて農地中間機構の契約に切り替えされたものです。

ページ数が多い理由は、ほかの契約者さんの場合、単価で契約しているので字ごとに農地はまとめて掲載させていただいているんですが、〇〇〇〇さんの場合は、その田に応じて水田面積で契約されているので、1 筆ずつになっているため、これだけのページ数となっています。ページ数が多いだけなので、所有者さんの人数で言えば 100 人ちょっとくらいです。

議長

流動化率は前回より微増の 62.74%です。以上です。

〇〇委員

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくお願ひします。

事務局 亡くなったものの名前があがっているけど、死んだ人の名前で契約できるのか。

〇〇委員 亡くなられた方の場合でも、相続人の持分の 1/2 以上から同意が得られれば利用権の設定は可能です。

事務局 物故者の名前が出てるけど。

〇〇委員 相続人代表の方で契約してもらうのですが、登記の名義上は亡くなった方の状態なので。

事務局 分かるのですが死んだ人がどうして契約できるのかなと思って。

〇〇委員 どこかに載ってますか。

事務局 〇〇〇〇さん

〇〇委員 だいぶ前ですか。

事務局 そんな前じゃない。

〇〇委員 契約書がでたら登記をとって調べているので、もしかして名前の修正をし忘れたかもしれないです。

事務局 死んだ人の名前でもいろいろやってもいいのかを聞いたかった。

〇〇委員 契約書には相続人代表の名前を書いて、そのあとにかっこ書きで本当の名義人の名前を記載している。契約書のはんこは相続人の代表からもらっています。

事務局 相続人の代表者さんの同意を得るとのことですか。

〇〇委員 相続人代表さんの同意とその人だけで 1/2 を超えなかったらほかの相続人からももらいます。

〇〇委員 そういう意味なんだね。

事務局 分かりにくいから資料あるといいな。

〇〇委員 これからは農地中間管理機構を通した契約しかできなくなるので、契約書は全部こちらで作成してお渡しすることになります。もし亡くなられた人の名義で同意書が必要な場合があれば、それもこちらで作成してお渡しすることになります。

事務局 相続してない土地がやっぱりあるんだよね。

〇〇委員 中にはすごくたくさん相続人がいて、あきらめてもらったものもあります。

事務局 東京まで行って苦勞してうまくいかない場合も結構ある。大変な問題です。

〇〇委員 こちらとしても戸籍を全部調べないといけないので、すごい労力をかけて書類を作ってはいます。

〇〇委員 きちんと裏付けあるだろうから、ちゃんとしてるんだと思う。

〇〇委員 相続放棄された土地も最近数件あったよね。

議長 相続放棄されてればまだよくて、放置してるのが困るんだよね。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 (異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 53 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 16 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 16 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 6 月受付の除外が 1 件も出てなくて、その反動という訳ではないですが、軽微が 3 件と多めでありました。

1 番の案件です。〇〇地域で、この方はご自宅に入る右側のほうに農業施設を持っておられて、畜産系だったかと思えますけれどもずっとやっておられたのですが、昨年のもっと前からやめられたということで、現在既に田に戻しておられまして、登記も宅地に変えておられたのですが、今回登記も田に戻したということでの用途変更です

2 番目の案件です。〇〇地域で、前回の除外の案件にあがっていたものです。当初、借り受けるということで相談の段階では軽微かなという話もしていたのですが、検討されてやはり譲り受けて農事組合法人の農業用施設にしたいということで除外申請としてご審議いただいたところだったのですが、県の方で事前調整した中で無理に除外申請する必要はないだろうという意見がありまして、今回改めて農業用施設ということで軽微変更案件としてあがったものです。

3 番目の案件です。〇〇地域で、願出者であります〇〇〇〇さんは離農されるということで、最適化委員さんでもあります譲受人の〇〇〇〇さんが実家に戻られたということで、それを機に農機具格納庫を譲り受けて利用したいということで、今回農業用施設として軽微変更するものです。

議長 2番も3番も5条転用申請案件ですので、今後転用申請が提出されることとなります。

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

議長 (特になし)

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第17号について議案書をもとに朗読・説明=

今回223件の届出がありました。

面積は、田 786,040㎡ 畑 507㎡ 計 786,547㎡です。

受付番号1番は、5条転用するために合意解約したものです。

受付番号2～207番は、農事組合法人〇〇〇〇さんが農地中間管理機構通しの契約に変更したり、契約の終期をそろえたりするために一旦全部合意解約されたものです。

受付番号208～217番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号218番は、機構通しにして担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号219番も、機構通しにして担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号220～221番は、機構通しに変更するために合意解約するものです。

受付番号222～223番は、機構通しにして担い手を変更するために合意解約するものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

議長 (特になし)

事務局 それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

議長

- ・会費からのご霊前代についての報告
- ・「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会 開催案内 7/16 申込締切
- ・総会終了後、各農協単位での地域計画の今後の打合せの案内

ほかに何かご意見はございませんか。

議長 (特になし)

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年8月6日(火)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時00分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長